

新潟県条例第38号

新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
 新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例(平成12年新潟県条例第15号)
 の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額	手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額
(略)		(略)	
10 法第37条の3 第1項の完成検査を受けようとする者 (1) 法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備について完成検査を受けようとするとき。	1件につき、3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じた額及び5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じた額の合計額	10 法第37条の3 第1項の完成検査を受けようとする者 (1) 法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備について完成検査を受けようとするとき。	1件につき、3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じた額及び5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じた額の合計額
(2) (略)	(略)	(2) (略)	(略)
(略)		(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。